

検証項目	取り組みの分析・評価		今後への提案
	主な成果（できたこと）のポイント	主な課題（できなかったこと）のポイント 原因・理由	
I 復興過程における住民の合意形成、まちづくりの取組の進捗状況	<p>1 建築物被害調査による基礎資料の収集【A】</p> <p>2 建築基準法第84条による建築制限の実施【A】</p> <p>3 都市復興基本方針・指針の策定【A】</p> <p>4 二段階の都市計画決定、復興の面的整備事業地区の決定【A】</p> <p>5 各地域における住民主体のまちづくり活動の胎動【B】</p> <p>6 専門家ネットワークによる復興まちづくりへの支援【A～D】</p> <p>7 復興市街地整備事業の早期着手【B～C】</p>	<p>ア被災直後における住民と行政の対立【A～B】</p> <p>イ住民の合意形成に時間を要した【A～B】</p> <p>ウ住宅再建等、復興まちづくりへの課題の残存【D】</p> <p>〇平常時から住民と行政のコミュニケーション不足</p> <p>〇避難生活を強いられる中での合意形成の困難性</p> <p>〇震災直後の混乱はある程度は回避</p> <p>〇住宅再建等への合意形成の長期化</p>	<p>【初動混乱期に対応できる人材育成と支援ネットワークの構築】</p> <p>①緊急時の専門家派遣制度の充実</p> <p>②緊急初動段階でのまちづくり専門家の確保、育成</p> <p>③まちづくりを支援する専門家ネットワークの構築</p> <p>【平常時における住民主体のまちづくりの一層の推進】</p> <p>④地域住民による地域の将来像（ビジョン）の共有の推進</p> <p>⑤まちづくり計画策定への住民の参画の促進、情報公開の徹底</p> <p>⑥まちづくり協議会等の多様な主体の自律・継続した活動展開</p> <p>⑦まちづくり協議会等の多様な主体を連携するネットワークの構築</p>
II まちづくり支援事業とまちづくりセンターの役割	<p>1 ひょうご都市づくりセンターの設置、復興まちづくり支援事業の創設【B】</p> <p>2 専門家派遣による住民主体の復興まちづくりへの支援【B～D】</p> <p>3 多数のまちづくり協議会設立による住民の合意形成と復興事業の促進【B～D】</p> <p>4 復興まちづくり支援事業のH16までの延長、支援メニュー拡充【B～D】</p>	<p>〇平常時から住民のまちづくりに対する取り組みや経験の不足、地域の将来像（ビジョン）の共有不足</p> <p>〇従前の行政による住民へのまちづくりマスタープランの周知不足</p> <p>〇地域に精通したまちづくり専門家の不足</p>	<p>【住民主体のまちづくりを支える諸制度の整備】</p> <p>⑧市町におけるまちづくり条例制定の推進及びまちづくり協議会の位置づけの明確化</p> <p>⑨市町におけるまちづくり支援制度整備、住民リーダー等の育成</p> <p>【まちづくり施策メニューの拡大】</p> <p>⑩住宅再建と住環境改善を合わせて推進する誘導的手法の構築</p> <p>⑪ミニ区画整理、ミニ再開発の適用拡大</p> <p>⑫街区環境保全と建築促進を図る建築ルール手法の導入</p>
III 地区計画の策定等まちづくり支援事業の成果	<p>1 専門家派遣による復興まちづくりの進展【B～D】</p> <p>2 共同化・協調化による再建の進展【B～C】</p> <p>3 公社等の被災マンション再建支援によるマンション再建の進展【B～C】</p> <p>4 地区計画の策定等の進展【C～D】</p> <p>5 県における、まちづくり基本条例の制定、まちづくり支援事業の全県への拡大適用【D】</p> <p>6 県下の約半数の市町における、住民主体のまちづくりの取組の実現【D】</p> <p>7 一部の市町における、まちづくり基本条例の制定、まちづくり支援制度整備の進展【D】</p> <p>8 まちづくり協議会の全国的認知、定着【D】</p>	<p>ア「白地地域」におけるまちづくり活動に格差が発生【B～D】</p> <p>イ再建されない空き地の残存、被災地での賑わい不足【C～D】</p> <p>ウ復興まちづくり協議会からの平常時まちづくり協議会への移行の低調【C～D】</p> <p>エまちづくり専門家等の人材育成不足【B～D】</p> <p>オ県と市町のまちづくり支援の役割分担【D】</p> <p>〇「白地地域」の区域が拡大</p> <p>〇狭小宅地の残存、住宅需給のアンバランス</p> <p>〇当該地区における復興事業の終了</p> <p>〇平常時まちづくり協議会の運営基盤の未成熟、リーダーの高齢化、専門家への適切な報酬の不足</p> <p>〇市町における住民主体のまちづくり支援施策の未整備</p>	<p>【人間サイズのまちづくりの総合的展開】</p> <p>⑬人間サイズのまちづくりのハード施策、ソフト施策の拡充</p> <p>⑭県によるまちづくり支援の継続</p> <p>⑮まちづくりセンターにおける活動支援の充実強化</p> <p>⑯市町との役割分担の適正化及び連携の強化</p> <p>⑰現地解決型まちづくりの推進</p>

検証項目	取り組みの分析・評価		今後への提案
	主な成果（できたこと）のポイント	主な課題（できなかったこと）のポイント 原因・理由	
I 二段階の都市計画の果たした役割	1 区画整理では第一段階で事業施行地区、幹線道路等を都市計画決定【A】 2 その後、第二段階で、住民の意見を反映して、区画道路、街区公園などを都市計画決定【C】	ア緊急時の地域住民の意向把握【A】 イ第一段階での住民への対応が不十分【A】	【災害時における復興市街地整備事業のあり方、進め方について～復興事業は早期・柔軟・多様性を～】 ①今回の復興事業で行われた二段階都市計画決定による事業の実施は、まちづくりの手法の1つとして、平常時のシステムとしても参考にすべき ②生活再建のために転出を含めた多くの選択枝の提示が必要
II 市街地再開発事業、土地整理事業等の成果と課題	1 市街地再開発事業：30地区（内建築工事完了29地区）、土地区画整理事業：20地区（内換地処分完了10地区）【B～D】 2 上記以外にも密集事業、地区改良事業、住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業を実施【B～D】 3 他の自治体からの応援、公団、公社の活躍により事業推進【B～D】 4 地元からのまちづくり提案などにより事業計画を柔軟に変更して実施【C、D】	ア被災地周辺での仮設住宅、仮設店舗の確保【A】 イ住民の合意形成に時間がかかった。【A～C】 ウ被災地復興、被災者支援には、再開発事業もつ事業の仕組みでは限界がある。【B～D】	【復興市街地整備事業の実施にあたって～まちづくり協議会を支える専門家派遣などの支援～】 ③住民主体のまちづくりを進めるためには専門家の協力が不可欠であり、専門家を早期にかつ適材適所に派遣する制度が必要 ④今回の復興事業でいくことが必要 ⑤国の制度の隙間を埋めて、事業の進捗などに応じて柔軟に対応してきた復興基金制度が役に立った。震災復興では柔軟に対応できる基金制度が必要 ⑥現地で独自に仮設住宅（弓の木町4丁目地区）や店舗（新長田駅南地区のパラール）を確保した例があった。このように人を現地に残す工夫、制度が必要 ⑦その地区に震災前からあったまちの歴史、文化、街並みなどの特長を活かしたまちづくりを進めることが大切
III 住宅供給、商店街などまちの復興と面整備事業の関係	1 複数事業を組み合わせ、従前居住者用住宅を整備【C】 2 共同化支援により被災した住宅や市場の再建【C、D】 3 区画整理事業と組合せ、狭小宅地の共同化を支援【C、D】 4 再開発事業により住宅と商業施設を整備【C、D】	ア地区内での仮設事業所の建設【A、B】 イ事業所の地区外転出を防ぐ【C、D】 ウ事業地区内の空地の活用【C、D】 エ地区内の居住者構成の変化と商業環境変化への対応【D】	【住宅供給、市街地などまちの復興と面整備事業について～まちづくりとすまじづくりの総合～】 ⑧住宅供給を行う部局と市街地整備事業を行う部局の連携が必要 ⑨再開発などでは地域を取り巻く環境の変化への対応と特色あるまちづくりが必要 ⑩再開発ビルの空床や区画整理事業済地区の土地の利用促進に、復興基金による事業が効果をあげている。今後は、社会情勢や時代に対応した新たな利用促進策を行なうことが、まちの活性化に有効 ⑪被災地復興、被災者支援には、市街地再開発事業のような重装備な事業ばかりでなく、被災者などが共同で建替えることを支援する被災建物共同建替事業のような制度の活用も有効
IV 面としての市街地の防災性の向上	1 再開発、改良事業などにより耐火、耐震性の高い建物への建替え【D】 2 区画整理、密集事業などにより道路、公園等の公共施設を整備し市街地環境と防災性を向上【D】 3 優建などにより被災マンションの建替え【C】	ア被災の少なかつた密集市街地で未整備地区が残った。【D】	【防災まちづくりの推進について～まちづくりプラットフォームによる安心安全まちづくり～】 ⑫密集市街地の災害危険度評価と公表が必要 ⑬空き家、空き店舗、既存の公共施設などを活用し、住民、NPOなどが、まちの課題等の情報交換、ワークショップ、リーダー養成などを行なう拠点として「まちづくりプラットフォーム」を設置し住民主体のまちづくりを進めることが必要 ⑭行政は窓口を地域単位で一本化し、制度、補助事業を組み合わせて柔軟に防災まちづくりを進めることが必要

○検証テーマ3 新しい都市核の形成に向けた取組み

○検証担当委員 角野 幸博

検証項目	取り組みの分析・評価		今後への提案
	主な成果（できたこと）のポイント	主な課題（できなかつたこと）のポイント 原因・理由	
I 新しい都市核の震災復興への貢献状況	<p>【新しい都市核の事業展開について】 1 貢献した住宅系新都市街地【A～D】 ・震災前の計画のまま住宅供給が行われた新都市街地 六甲アイランド、西神地区、大久保駅南地区 ・震災で計画を見直すとともに震災復興住宅の供給が行われた新都市街地 西宮浜地区、南芦屋浜地区 ・事実上、新規の計画で住宅供給が行われた新都市街地 神戸東部新都心（HAT神戸）</p> <p>2 貢献した業務系新都市街地【A～D】 ・震災で計画を見直すとともに業務機能等が立地した新都市街地 神戸東部新都心（HAT神戸）、鳴尾浜地区、ポートアイランド2期、神戸複合産業団地、尼崎臨海地区 ・震災前の計画のまま文化機能等が立地した新都市街地 淡路島国際公園都市</p>	<p>○計画が進捗していない新都市街地 ・震災復興計画位置付け時点で新都市街地計画に不確定要素が多かつたため ○震災復興との関連が希薄になった新都市街地 ・宅地及び住宅分譲等の時期が遅れたため ・被災者（被災地）の生活圏と異なる場所にあるため ・交通ネットワークが臨海部や被災地東部に偏っているため ・被災企業の体力不足のため</p>	<p>【新都市街地が復興に貢献するための要件】 ①新都市街地建設事業の進捗状況や立地状況によって、個々の新都市街地に対し、計画当初から計画変更の即応性を確保し、土地の暫定利用、事業計画自体の変更、事業撤退等が迅速に対応が可能な計画上の措置を講ずる。 ②被災から入居までの時間短縮が肝心であり、敏速な受け皿の確保、短期の入居募集、一元化された情報提供等が求められる。 【スムーズな移転等を促進するため、被災者を誘導する経済的・心理的な動機付け】 ③深い喪失感と不安感を軽減する支援体制や、生活圏域の変化を緩やかに進めるための施策が必要である。（住宅系新都市街地） ④移転のための資金面や移転を契機とした業種業態の転換における公的支援制度の検討（産業系新都市街地）</p>
II 新しい都市核のあり方について	<p>1 迅速な事業計画等の変更【B】 2 仮設住宅の受け皿用地【B】 3 公的住宅の受け皿用地として活用【B～D】 4 まちづくりのモデルケースとしての役割【C、D】 ・ユニバーサルデザインの導入 ・高齢社会対応に対応した生活支援システムの導入</p>	<p>○短期集中的な住宅の供給 ○入居段階から高齢化を認識 ○臨海部や被災地東部での予想以上の民間分譲住宅の供給により人口が当該地に集中したため ○関西全体の長期的な経済動向によるため</p>	<p>【人口減少が確実な状況下において、個性的、求心力の強い「核」の育成の必要性】 ⑤未利用地や空閑地の暫定利用等に必要環境の整備 ・既存制度の活用（空き地活用パイロット事業、「花・緑いっぱい」推進事業、里山林等整備事業等）や街角広場、芝生グラウンド等への活用 ⑥コミュニティ育成におけるきめ細かな支援制度の検討 ⑦広域的な多核ネットワークの構築 ・京阪神大都市圏や大阪湾ベイエリア等における広域的なネットワーク連携の構築</p>

検証項目	取り組みの分析・評価		今後への提案	
	主な成果(できたこと)のポイント	主な課題(できなかつたこと)のポイント 原因・理由		
I 景観の再生・まちなみの保全	<p>1 景観に関する地域ルールが出来てきているところにおいて、震災後の比較的早い段階における、まちの復旧、復興への景観形成の観点の導入【B】</p> <p>2 「景観ルネッサンス、まちなみ保全事業」による、震災後の比較的早い段階における、まちの復旧、復興への景観形成の観点からの取組【B】</p> <p>3 市町の景観形成地区の指定による景観形成の推進【D】 (市町の住民協定の認定) (市町の景観に配慮した地区計画)</p> <p>4 歴史的、文化的に重要な指定文化財の修復、歴史的建造物等の修復に対する支援【D】 (市町による歴史的建造物等の指定による保全計画に沿った維持修繕)</p>	<p>ア景観に関する地域ルールを持たない一般的な被災市街地において地域に定着していた石垣・生垣による外構の減少、景観の変化に対して対応が不十分。【D】</p> <p>イ復興区画整理事業等において景観形成の観点を重視した事業が少なく、(一部には積極的に配慮した事業も存在する。)【D】</p> <p>ウ復旧期における歴史的建造物以外の創造的景観の形成への対応【B】</p> <p>エ既指定及び調査済みを含む歴史的建造物の喪失【D】</p> <p>オ歴史的建造物の周辺地域を含めた面的な景観の保全【D】</p>	<p>○一般市街地における景観誘導手法の未確立</p> <p>○工場生産の建材の安易な使用等によるうるおい感のない画一的な住宅の増加</p> <p>○緊急性を重視したことによる画一的な公営住宅の増加</p> <p>○景観に対する地域住民の意識及び市町の取組の差異の存在</p> <p>○協調建替えなどの指針はあるが、一般市街地における景観誘導手法は未確立</p> <p>○公費解体の過剰展開、景観重要建造物に対する地域の価値認識の弱さ</p> <p>○保全制度の未整備</p>	<p>【景観の形成を考慮した地区計画の策定等】</p> <p>①景観まちづくり地区制度の設置(まちなみ景観形成地区等)</p> <p>②住民主体の景観まちづくり協定策定の推進</p> <p>③住民主体の地区計画策定における景観的観点の導入に対する指導・誘導</p> <p>④景観・環境に関心をもつコミュニティ意識の醸成</p> <p>⑤景観形成に係る建築物等への助成制度の拡充</p> <p>⑥残存空地の有効活用の推進</p> <p>【景観アドバイザー(専門家)の派遣・育成の継続】</p> <p>⑦景観形成支援事業による景観アドバイザー派遣制度の推進</p> <p>【景観重要建築物等の指定の推進及び助成】</p> <p>⑧景観重要建築物等による住民意識の向上</p> <p>⑨景観重要建築物等の維持修繕費用の助成</p> <p>⑩景観重要建築物等を核とした周辺景観形成制度の確立</p> <p>【建築物等の新築、改築、増築等に対する指導、助言の徹底】</p> <p>⑪地区計画、景観形成基準等に基づく効果的な指導・助言の推進</p> <p>⑫大規模建築物等に対する位置、規模、意匠等の制限</p> <p>⑬大規模事業者との景観に関する協定締結制度の確立</p> <p>⑭屋外広告物の適切な誘導</p> <p>【住民意識の向上を促進する施策】</p> <p>⑮「平常時から身近な環境(街並み景観を含む)に関心をもちよう」運動の推進</p> <p>⑯良好な景観形成に資する住民活動等の表彰</p> <p>⑰良好なまちなみ、建築物等の公募、顕彰</p> <p>【公共事業による景観形成】</p> <p>⑱公共事業による先導的な景観形成の推進</p>
II 伝えたいふるさとと景観	<p>1 「伝えたいふるさとと景観」の公募による、地域住民の景観に対する意識の向上、住民活動の活性化【C】</p> <p>2 上記景観資源の観光資源としての活用</p>			
III まちなみ緑化事業	<p>1 「まちなみ緑化事業」による、まちの潤いの形成、新たなコミュニティ等、「コミュニティの絆」としての景観の役割を發揮【D】</p>	<p>ア緑の少ない景観的に混乱した市街地の出現【D】</p>	<p>○大規模店舗や高層マンションの増加、残存空地の存在等</p>	

検証項目	取り組みの分析・評価		今後への提案
	主な成果（できたこと）のポイント	主な課題（できなかったこと）のポイント	
I 災害時における公園とみどりの役割	1 災害と公園利用「防犯拠点」としての役割の誕生【A】	ア 災害復旧時の防災力の向上に配慮した公園整備【B】	【新しい防災公園緑地づくりの試みの検証結果より】 ①公園とみどりの役割の再認識「防犯拠点」としての役割の誕生【A】 ②公園緑地の災害復旧【B】 ③都市公園の「公共土木施設災害復旧事業費負担法」への適用【C】
	2 公園緑地の災害復旧【B】 3 都市公園の「公共土木施設災害復旧事業費負担法」への適用【C】	ア 災害復旧時の防災力の向上に配慮した公園整備【B】	
II 新しい防災公園、防災緑地づくりの試み	1 住民と行政が協力したまちづくりとみどりの再生【B】	ア 災害時に有効だった1000m以上の公園の確保【B～D】	③市街地大木の危険性を軽減させるための、水とみどりのネットワーク整備の連携による安全で調いのあるまちづくりとみどりの軸の確立 ④地域広場型公園の整備 ⑤全県域を対象とした「広域防災拠点ネットワーク」を確立するための、既成市街地内の広域防災拠点の整備
	2 復興まちづくりにおける地域性の再生【B～D】 3 「防災公園街区整備事業」の創設と既成市街地での防災公園の整備【C、D】 4 地域防災拠点としての防災公園整備【B～D】	イ 実績少。救援復旧活動に最も有効な、1ha以上の新規防災公園が少ない【B-D】 ウ 広域避難地となる防災公園整備の遅れ【C、D】 エ 県の地域防災計画に定められている広域防災拠点となる県立公園の改修等【B-D】 オ 樹木の防火能力を踏まえた防火植樹の実践【B～D】	
III コミュニティ再生に果たしたみどりの役割	1 「みどり」を通じた心の復興（ひょうごウォークラリーの活動）【B～D】 2 みどりによる地域コミュニティ「個性あふれるみどり空間の誕生」【C、D】 3 住民主導のみどりの活動を支援する（成人学校、人と自然の博物館等の取組）【C、D】	ア 個性的なみどり空間と「地域防災拠点」となる防災公園との連携の確立【C、D】	【全ての検証項目に関連するものとして】 ⑤公園緑地等の非常時のマナーメーンシステムの強化 ⑥災害後の利用形態を踏まえた、防災機能の強化など、原形復旧ではなく柔軟に対応できる公園緑地の活用 ⑦国・県等における、被災市町を技術的に支援するママネシステムの設立。 【コミュニティ再生と街角緑化の検証結果より】 ⑧「みどり」を通じた心の復興（ひょうごウォークラリーの活動）【B～D】 ⑨「個性あふれるみどり空間の誕生」【C、D】 ⑩「みどり」を通じた心の復興（ひょうごウォークラリーの活動）【B～D】 ⑪「みどり」を通じた心の復興（ひょうごウォークラリーの活動）【B～D】 ⑫「みどり」を通じた心の復興（ひょうごウォークラリーの活動）【B～D】
	4 地域防災拠点としての防災公園整備【B～D】 5 県下の災害に対応する広域防災拠点「三木総合防災公園」の誕生【B～D】 6 公園の防災力の向上（防災施設の公園施設化）【B～D】	イ 実績少。救援復旧活動に最も有効な、1ha以上の新規防災公園が少ない【B-D】 ウ 広域避難地となる防災公園整備の遅れ【C、D】 エ 県の地域防災計画に定められている広域防災拠点となる県立公園の改修等【B-D】 オ 樹木の防火能力を踏まえた防火植樹の実践【B～D】	

検証項目		取り組みの分析・評価		今後への提案	
検証項目		主な成果のポイント	主な課題のポイント	今後への提案	
<p>I 人と自然のふれあいのしくみづくり</p> <p>II 豊かな自然環境の回復と創出</p>	<p>[震災がもたらしたもの]</p> <p>1 被災地の自然環境 断層、亀裂、斜面崩壊が発生、一方“緑”による防災効果が明らかになり、被災地の自然的環境は人々に安全・安心感、やすらぎと癒しを与えた。また、豊かで清らかな水や水辺への希求が高まった。</p> <p>2 “人々の意識と行動”の変革と“成熟社会に向けた動き”の加速 “自然への畏敬の念”や“自然との共生の大切さの認識”をもたらし、“ボランティア、協働の体裁”の中で、被災地に緑を取り戻す運動が広がった。</p> <p>[復旧期における取り組み]</p> <p>1 六甲山系の崩壊等に伴う、地すべり防止、砂防、治山等の事業実施</p> <p>2 六甲登山道の通行不能に対し、民間団体の協力のもと標識の明示等による事故防止、国の補助事業による復旧工事の実施</p> <p>3 専門家による緑の緊急調査活動（日本造園学会）</p> <p>[復興過程における取り組み]</p> <p>1 「環境の保全と創造に関する条例」をもとにした環境行政の総合的な展開</p> <p>2 「兵庫ビオトープ・プラン」を軸にした自然環境保全・創造の展開</p> <p>① 六甲山系の緑の回復・創出 復興のシンボル・プロジェクトとして「六甲山系グリーンベルト整備事業」が、生態系及び緑の多様性の保全を考慮しつつ、住民参加型で事業展開</p> <p>② 水環境の保全創造 「流域水環境保全創造指針」、「“ひょうご・人と自然の川づくり”基本理念・方針」等に基づき、県民参加による多自然型河川整備、市街地における「せせらぎ水路」整備や緑化の推進</p> <p>③ 自然・環境の再生・回復 自然再生の取り組みを踏まえた「淡路花博」の開催や「せとうち環境創造ビジョン」の策定、「尾崎21世紀の森構想」による臨海部の水と緑豊かな自然環境の創出、さらに「ひょうごの森・川・海再生プラン」にもとづく流域ぐるみの取り組み等</p> <p>④ 緑の市民活動（阪神グリーンネット等）</p> <p>⑤ 参画型公園マネジメント（有馬富士公園等）</p> <p>[取り組みの成果]</p> <p>1 県における取り組み ・ 自然再生の取り組みの具体的な展開 ・ 参画と協働による自然環境の保全・再生の推進 ・ 新県民局体制による地域の特色ある取り組み 等</p> <p>2 NPO・ボランティアの取り組み 「ひょうごグリーンネットワーク」、「阪神グリーンネット」等、専門家、ボランティア、NPOによる実践・提言活動 等</p> <p>3 国の動き 「新・生物多様性国家戦略」の策定、「自然再生推進法」の制定、「河川法」「海岸法」の改正による、自然の保全・配慮の内部（目的）化 等</p>	<p>【A】 【B】</p> <p>【A】 【B】</p> <p>【A】 【B】</p> <p>【B】 ～ 【D】</p>	<p>A 災害に伴う自然環境への対処策 地域の自然条件の脆弱性に応じた緊急対応の必要性</p> <p>B 自然の適切な修復方法の検討 地域にふさわしい動植物の種の選定、望ましい生態系の保全・再生のあり方等</p> <p>C メンテナンス、マネジメントの重要性 適切な維持管理、モニタリング、「アダプティブ・マネジメント」等</p> <p>D 都市内外の自然的環境の活用 都市内の公園、社寺、学校、空地と森林・里山それぞれの利用面からの連携調整等</p> <p>E 活動の活性化とグループ間の連携 認識・ふれあいを高め、人材育成と組織づくり、情報の共有やしくみづくり、グループ間の連携協力等</p>	<p>① 人と自然の適切ななかかわり方の検討・実践を進める ○各所で始まっている自然再生の取り組みの本格化 ○生物多様性の保全（外来種対策等） ○望ましい生態系及びそのマネジメント手法の開発（自然環境のリスクマネジメント等） ○協働による緑空間（公園や里山等の自然的環境）のマネジメントの推進</p> <p>② 自然環境の保全創造についての認識とふれあいをさらに高める ○体験的な環境教育・学習の推進（自然観察、エコーリズム等、拠点整備とプログラム開発等） ○自然や生き物に関する情報整備・提供 ○自然とのふれあいの場の形成（レクリエーション・環境学習・保全創造活動等）</p> <p>③ 自然環境の保全創造への参画と協働の輪を広げる ○様々な主体の有機的な連携・交流（官と民、民と民等の連携、効果的な環境教育・学習、活動支援の充実） ○コーディネーターやリーダー（ゼネラリスト・スベシヤリスト）など人材の育成と継承 ○専門家との連携（学校や植物園・博物館等を含む） ○中間支援組織の形成</p> <p>④ 地域特性に応じた保全・創造の推進とネットワーク化を進める ○都市域の緑や水辺の創出、瀬戸内海沿岸域の環境回復、里地里山の再生、森林・農地の多面的機能の確保、絶滅する恐れのある貴重種やその生態系の保全再生等 ○手法や成果の共有、取り組みのネットワーク化 ○地域住民による自然の保全創造活動の支援 ○市町や県民局などの特色ある取り組みを促進・支援 ○分野横断的な取り組みの強化</p>	

検証項目	取組みの分析・評価		今後への提案
	主な成果(できたこと)のポイント	主な課題(できなかったこと)のポイント 原因・理由	
I 復旧段階での環境負荷の抑制 ・大量の災害廃棄物の処理対策	1. 国、県、市町等による災害廃棄物処理推進協議会(H7)を設置【A】 2. 埋立地等において仮置場(125ha)の迅速な確保が実現(H7)【A】 3. 公費解体等の特例措置(H7)により早期解体が実現【A】 4. 平成9年度までにかげき処理完了【B】	ア. 分別の不徹底による最終処理の長期化【B】 イ. 仮置場での56tもの野焼き処理【A】 ウ. 渋滞による搬送車両の通行への支障、搬送ルートへの確保【A】	①持続可能な循環型都市構造への転換 ・都市の自律性・完結性の向上 人間サイエンスのまちづくりの推進、省エネルギー・省資源に配慮した都市計画・交通計画の策定・実施 ・新しい都市基盤の創造 ・都市緑化の推進、自立分散型エネルギーシステムの構築、水環境の循環活用等 ②分別作業を可能とする条件整備 ・解体現場で可能な限り分別を行うことによる最終処理の迅速化 ・仮置場の確保(分別作業のためのスペースの確保) ・分別技術の共有・周知(震災時の試行錯誤・経験をもとに各市町で創意工夫・開発された仮置場での分別技術の共有・周知) ③災害時における処理能力の確保 ・廃棄物処理施設の処理能力の確保 ・災害時におけるごみ処理対策の仕組みづくり(他府県及び県下市町間での災害時の相互応援協定の締結・広域連携の強化等) ④計画的な解体の推進による搬送の効率化 ・計画的な解体を実施するための方策の検討(県・市町地域防災計画等への災害時の解体・処理手順等の明記) ・搬送ルートへの確保(搬送ルートの確保、海上輸送ルートの活用等) ⑤緊急モニタリング体制の構築 ・体制構築に向けた大学との連携、他の自治体との緊急時の協力体制の構築 ⑥災害への備えに際する工場等への指導・立入検査等によるチェック ・消防関係の観点だけでなく、環境汚染の観点からの指導 ⑦平常時の粉塵・アスベスト飛散防止に向けた条例基準の遵守徹底 ⑧緊急時のフロロン回収協力体制の構築 ⑨フロロン等災害時に環境悪化を招く物質の使用削減の推進
・大気汚染対策	1. 解体撤去工事指針(H7)(解体工事手順をマニュアル化)の通知【B】 2. 条例規制(H7)(粉塵の飛散防止基準設定)による粉塵・アスベスト飛散対策【B】 3. フロロン回収処理推進協議会の設置【A】 4. 条例によるフロロン放出規制による的確な回収、処理【B】	ア. 緊急モニタリング体制の構築【A】 オ. 分析機関の被災、時間的制約	⑩有害物質使用工場に対する立入検査等における災害対応マニュアルの作成等に関する指導の実施 ⑪有害物質使用工場等に対する災害時の土壌汚染自主測定体制の確立に向けた指導の実施
・水質汚濁対策 ・土壌・地下水汚染対策	1. 廃棄物処理計画に基づく廃棄物の減量化の推進【D】 2. エコタウン構想に基づく先導的リサイクル施設の整備【D】 1. 公共施設へのグリーン電力率先導入(県施設太陽光発電導入状況1,814kw)【D】 2. 住宅用太陽光発電装置の普及(全国1位の実績)【D】	ア. 一般廃棄物排出量は横這い(H7:1.247g/人・日→H13:1.299g)【D】 イ. 全国平均より高いものを用、依然として低い住宅用太陽光発電装置の世帯普及率(県0.46%；全国0.36%)【D】	⑫住民・事業者の主体的な環境保全活動の推進 ・環境優先型ライフスタイルの普及・啓発、環境に配慮した事業活動の促進、等 ⑬環境教育・学習の推進(体験・交流型プログラムの実施、学校・地域・家庭の連携) ⑭エコビジネスの振興(環境コミュニケーション、ビジネスの育成支援等) ⑮グリーンエネルギーの導入促進 ・エネルギーの高効率利用(コージェネ、廃熱回収システム等)、太陽光・風力・バイオマス等の自然エネルギーの導入促進
II 循環型社会を目指すための施策展開 ・廃棄物の減量化との連携 ・地球環境問題への対応			

検証項目	取り組みの分析・評価		今後への提案
	主な成果(できたこと)のポイント	主な課題(できなかつたこと)のポイント	
I 道路関係の復興過程における取組	<p>1 応急復旧、緊急物資等輸送路の確保、迂回ルートの確保【A】</p> <p>2 阪神高速道路(神戸線)復旧平成8年9月30日【B】</p> <p>3 緊急輸送ネットワークの作成、整備【C、D】</p> <p>4 復旧・復興を支え、災害に強い、格子型高規格道路網の整備(広域迂回路の確保、淡路島の復興支援等)</p> <p>5 山手幹線の整備(合意形成への多様な取組)【C、D】</p>	<p>ア 格子型高規格道路網(6-6軸)の整備で進捗がおくれている。或いは着手できていない事業がある(第二名神高速道路、大阪湾岸道路西伸部等)【C、D】</p> <p>イ 神戸港の再開発着手に至っていない事業がある(新港西地区、京橋地区)【C、D】</p>	<p>【交通インフラの復興】</p> <p>① 緊急輸送システムを優先したためにも、交通需要の抑制を図る必要がある。</p> <p>② 新たな視点に立った緊急輸送道路計画の検討を進めていく必要がある。</p> <p>③ 震災をひとつの機会として利用する</p> <p>・ 原形復旧することがあらゆる場合において常に最良策であるとは言えない。</p> <p>・ 震災復旧を機会としてあるべき姿に近づけることが考えられてよい。</p>
II 港湾関係の復興過程における取組	<p>1 応急復旧、緊急応援物資・資材等陸揚岸壁の確保【A】</p> <p>2 神戸港及び原管理港湾の早期復旧(概ね2年で全面復旧、復旧にあわせた耐震強化岸壁等の一部整備等)【B】</p> <p>3 スーパー-中核港湾実現に向けた取組(神戸港)【C、D】</p> <p>4 海上コンテナ輸送の多重化に対応した港湾整備(尼崎西宮芦屋港等)【C、D】</p>	<p>ア 神戸電鉄複線化事業が完成に至っていない【C、D】</p> <p>イ 緊急物資等輸送拠点として機能【A】</p>	<p>【交通インフラに関する復興計画】の再評価&gt;</p> <p>・ 道路…神戸淡路鳴門自動車道など既存の整備計画を位置づけたものがほとんどであり、復興の観点からは物足りなさを感じる。高規格道路に関しては、その特性を考えれば、既存計画を点検し遅滞無く進めるといって復興計画で問題はない。ただ、大阪湾岸道路西伸部は震災により特に必要性が認識された路線であった為、復興事業として、重点的に整備が進められるべきであった。</p> <p>・ 港湾…海上コンテナ輸送の多重化のために新たに新に姫路港などの整備を進めたことは災害に対するリダンダンシーを確保する点から評価される。だが、長期的な視点を持って復興計画を策定できたかを検討する必要がある。神戸港の国際競争力強化のために、将来予想されるコンテナ船の大型化に対応した整備などを戦略的な復興として、震災後直ちに取組むべきであった。</p> <p>・ 鉄道…JR東西線(片福連絡線)など、実現可能性を考慮して適切に復興計画が策定されたことが課題として浮き上がった。</p>
III 鉄道関係の復興過程における取組	<p>1 代替バス輸送の実施、迂回ルートの確保【A】</p> <p>2 JR東海道・山陽本線復旧 平成7年4月1日【B】</p> <p>3 復旧・復興事業を緊急かつ迅速に進めるための補助金の確立(都市鉄道への災害復旧事業費補助等)【B】</p> <p>4 被災地の都市の多重化(神戸市営地下鉄海岸線、片福連絡線)【C、D】</p>	<p>ア 緊急物資等輸送拠点として機能【A】</p>	<p>・ 港湾…海上コンテナ輸送の多重化のために新たに新に姫路港などの整備を進めたことは災害に対するリダンダンシーを確保する点から評価される。だが、長期的な視点を持って復興計画を策定できたかを検討する必要がある。神戸港の国際競争力強化のために、将来予想されるコンテナ船の大型化に対応した整備などを戦略的な復興として、震災後直ちに取組むべきであった。</p> <p>・ 鉄道…JR東西線(片福連絡線)など、実現可能性を考慮して適切に復興計画が策定されたことが課題として浮き上がった。</p>
IV 空港関係の復興過程における取組	<p>1 緊急物資等輸送拠点として機能【A】</p>	<p>ア 緊急物資等輸送拠点として機能【A】</p>	<p>・ 港湾…海上コンテナ輸送の多重化のために新たに新に姫路港などの整備を進めたことは災害に対するリダンダンシーを確保する点から評価される。だが、長期的な視点を持って復興計画を策定できたかを検討する必要がある。神戸港の国際競争力強化のために、将来予想されるコンテナ船の大型化に対応した整備などを戦略的な復興として、震災後直ちに取組むべきであった。</p> <p>・ 鉄道…JR東西線(片福連絡線)など、実現可能性を考慮して適切に復興計画が策定されたことが課題として浮き上がった。</p>
V 10カ年の総括	<p>a 交通インフラの復興とは</p> <p>(a) 交通インフラの復興を評価するには、交通インフラ施設の利用状況、地域の復興への寄与、機能や特性の向上の3点を捉えることが必要。</p> <p>b 道路関係の復興</p> <p>(a) 被災した道路が復旧した後にも明石海峡大橋関連の道路が開通したこともあり、この地域の道路網は震災以前よりも利便性の高いものになっている。構造物の耐震性も向上しており、道路関係の復興は果たされたと見て構わない。</p> <p>(b) 緊急車両等の通行確保を優先させざるを得なかったが、日常生活への支障の観点から歩道部の復旧に関する配慮がなされてもよかった。</p> <p>c 港湾関係の復興</p> <p>(a) 神戸港のトラッキング率の低下は震災以外の要因によるものと考えられ、優位性が相対的に低下していたことを考慮すれば完全な復興は望めない。しかし取扱貨物量で言えば、平成9年には平成6年の90%近くまで回復しており、その意味ではすでに復興は終了し、新たに他の港湾と競う段階に至っていると考えることもできる。</p> <p>d 鉄道関係の復興</p> <p>(a) 少なくとも震災前の乗車人員を達成することが復興の条件であるならば民族に関しては復興していないことになるのであるが、長期的傾向が戻ったことにより復興を果たしたと考えるとよい。</p> <p>e 空港関係の復興</p> <p>(a) 復興計画に掲げられた神戸空港、関西国際空港2期事業が進められてきた一方で、関西圏における航空旅客数、阪神・淡路大震災の影響もとくに見られずに推移してきた。</p> <p>f 交通インフラに關わる防災意識の変化</p> <p>(a) 山手幹線など動き出した事業もあるが、整備に多大な時間を要するので、交通インフラの整備主体、住民、利用者の全てに、交通が確保されることの大切さを再認識させる対策を継続的に講じていくべきである。</p>	<p>【交通インフラの復興】の再評価&gt;</p> <p>・ 道路…神戸淡路鳴門自動車道など既存の整備計画を位置づけたものがほとんどであり、復興の観点からは物足りなさを感じる。高規格道路に関しては、その特性を考えれば、既存計画を点検し遅滞無く進めるといって復興計画で問題はない。ただ、大阪湾岸道路西伸部は震災により特に必要性が認識された路線であった為、復興事業として、重点的に整備が進められるべきであった。</p> <p>・ 港湾…海上コンテナ輸送の多重化のために新たに新に姫路港などの整備を進めたことは災害に対するリダンダンシーを確保する点から評価される。だが、長期的な視点を持って復興計画を策定できたかを検討する必要がある。神戸港の国際競争力強化のために、将来予想されるコンテナ船の大型化に対応した整備などを戦略的な復興として、震災後直ちに取組むべきであった。</p> <p>・ 鉄道…JR東西線(片福連絡線)など、実現可能性を考慮して適切に復興計画が策定されたことが課題として浮き上がった。</p> <p>・ 空港…神戸空港も防災拠点となるよう整備が進められており、災害時の交通拠点としての意義を掲げたことは適切であった。神戸空港では陸・海・空の総合交通体系を構成するという点に關しては、具体的方策に欠けていた。</p> <p>④ 既存計画と復興計画 今回の復興計画では震災以前から計画され、震災の影響を受けていない事業も多数あるが、復興を意味なものにしてしまふことまでは考慮されていなかった。</p> <p>・ 既存計画は基本的に継続されることを前提とした上で、既存の復興計画として促進すべきもの及び震災により新たに必要となったもののみで復興計画を策定することが望ましい。</p> <p>⑤ 「事前復興計画」の策定 交通インフラでは被災すれば直ちに復旧に取りかかればならぬが、復興段階に進んでもその復旧された姿を前提に計画を立てなければならぬ。</p> <p>・ 地域作りにも果たす交通インフラの役割は大きい。交通インフラは容易に変更できるものではない。</p> <p>・ 震災復旧を機会としてあるべき姿に近づけることを可能にするためには被災以前に復興計画が必要である。</p>	



検証項目	取り組みの分析・評価		今後への提案
	主な成果（できたこと）のポイント	主な課題（できなかつたこと）のポイント 原因・理由	
I 目標水準の妥当性	<p>1 復旧事業・復興事業の推進 ・被災箇所二次災害防止のための早期復旧【A】 ・中島川等4河川で河積拡大、耐震性向上を図る改良復旧【B】 ・住吉川等3・6河川のうち3・0河川で防災ふれあい河川を整備【D】 ・武蔵川等2・4河川で広域防災空間として主要河川を整備、1・4河川完了【D】 ・多賀海岸を地域防災拠点として整備【D】 ・六甲山系グリーンベルト、砂防施設整備の推進【D】 ・大日・牛内ダム、成相・北富士ダム、石井ダムの整備【D】 ・治山事業の推進、新工法（ロ-ア-ネット、ロ-ア-ネット併用工）を開発【D】</p> <p>2 兵庫県南部地震レベルに対する耐震性の向上【D】</p>	<p>ア改良復旧で長期間を要した箇所あり【B】 イ防災ふれあい河川6河川で未着手【D】 ウ主要河川1・0河川で事業継続中【D】</p> <p>○被害規模甚大、特殊事業 ○河川の整備水準が低く治水事業を優先 ○事業規模過大、用地買収や地元合意形成難航</p>	<p>①自然災害に備え治山、治水対策の着実な推進 ・震災復旧、復興は進んだが、河川をはじめ整備水準は不十分 ・台風2・3号等の災害により風水害対策の必要性を再認識</p> <p>②東南海・南海地震の特性（長周期、継続時間が長い、時間差で2つの地震が発生）及び津波の特性に備えが必要 ・東南海・南海地震の特性に応じた評価手法の確立と、それに基づく耐震検討 ・東南海・南海地震の「長周期地震動」に対しては大規模構造物の耐震検討が必要 ・「継続時間が長い地震動」に対しては液状化等、地盤災害に対する耐震検討が必要 ・「時間差で2つの地震が発生」に対しては短時間の時間差発生の場合と2年程度の時間差発生の場合の検討が必要 ・津波に対しては、ハード対策に加え防潮水門の遠方監視や緊急自動閉鎖装置の整備、情報伝達、避難体制の整備等、ソフト対策の整備が必要</p>
II ハード整備を活かすソフト施策	<p>1 都賀川等3河川で河川水を活用した消火訓練を実施【D】</p> <p>2 河川の未整備箇所を水防計画の重要水防箇所へ位置づけ【D】</p> <p>3 光ケーブール、I.T.V等を活用した河川監視システム等を整備中【D】</p> <p>4 山地災害に対する防災意識向上を図るための「六甲山の災害展」 「治山教室」を開催【D】</p>	<p>ア東南海・南海地震の特性を踏まえた検討【D】</p> <p>○評価手法等の具体的な対応方針が確立できていない</p>	<p>③インフラを活かすソフト対策の推進 ・インフラが破壊した場合の被害拡大を防ぐため、普段からの備えとしてハードマップ、緊急時の情報伝達システム、避難のためのソフト対策等の充実が必要 ・河川、海岸等の施設や空間を避難地として活用したり、河川水を消火活動や生活用水に有効に活用できるよう、日常から具体的な訓練を実施する</p> <p>④協働の防災 ・自然災害の備えには、公助、自助、自助が連携する協働の防災が必要 ・都市インフラの整備は行政で実施するが、管理、被害拡大防止、人命救助については、行政だけの対応では限界あり ・行政と地域と個人の協働で災害を防ぐ仕組みの構築が必要 ・普段からインフラの管理や活用の一部を住民に担ってもらう仕掛けが必要 ・住民個人の活動の限界を補完する地域コミュニティの育成が必要</p>
III 都市基盤のネットワークによる防災空間の創造	<p>1 住吉川等5河川で公園との連続性を確保する階段やスロープを整備【D】</p> <p>2 阪神疏水構想ではモデル実験としてせせらぎ水路5箇所を整備【D】</p>	<p>ア妙法寺川で未着手【D】 イ阪神疏水構想の推進【D】</p> <p>○河川の整備水準が低く治水事業を優先 ○水源確保、費用負担、地元合意形成、環境への影響等の課題整理が必要</p>	<p>【水と緑のネットワーク整備の推進】 ⑤防災機能（緊急時の避難場所、人の命を助ける空間、災害の拡大防止）の強化を図るため、河川や六甲山系グリーンベルトの整備を推進するとともに、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定促進 ⑥防災機能を効率的にも向上させるため、各施設が連携する水と緑のネットワーク整備の推進が必要</p>

検証項目	取り組みの分析・評価の視点		今後への提案
	主な成果（できたこと）のポイント	主な課題（できなかったこと）のポイント	
I ソフト対策 ・緊急対応の体制強化	<p>【復旧状況（早期復旧が実現）】 【B】</p> <p>1 上水道：2月28日仮復旧完了 4月17日倒壊家屋を除き全戸通水完了</p> <p>2 下水道：4月20日仮復旧完了</p> <p>3 ガス：4月11日倒壊家屋を除き復旧完了</p> <p>4 電気：1月23日倒壊家屋を除き仮復旧完了</p> <p>5 通信：（交換機系）1月18日復旧完了 （加入者系）1月31日復旧完了</p> <p>6 大量の応援隊が投入（ガス・電力・通信は独自のシステムにより統率可能） 【A】</p> <p>7 初期体制の見直し、相互応援協定の締結（上水道、下水道、情報伝達経路の確保（災害用伝言ダイヤルサービス）の導入や通信衛星システムの多角的利用）、装備や備蓄の充実 【C】</p>	<p>○状況把握と対応指示のため情報伝達手段の確保が不足</p> <p>○相互影響を制御するために、事業者毎に分かれていた被害や復旧情報の一元化が不足</p> <p>○迅速な資材調達や応援隊の活動展開のための仕組み不足</p> <p>○統一的な行動マニュアルが不十分、復旧資機材が不統一</p> <p>○取りまとめる組織の不在</p> <p>○リアルタイムの被災状況の収集システムの不足</p> <p>○災害復旧支援システムの不足</p> <p>○地震被害予測が不十分</p>	<p>【緊急対応の体制強化】</p> <p>①県によるライフライン全体をコーディネートする機能の設置 ・情報の一元管理、住民との双方向の情報共有システム、各機関の持つ資材や人材の共同利用、各機関による総合防災演習の開催</p> <p>②災害情報管理システムの確立 ・リアルタイムデータを収集し、その分析と結果を、各ライフライン事業者に伝達するシステム</p> <p>③災害復旧支援システムの確立 ・復旧戦略の策定、復旧班の編成、復旧資機材の配分、応援部隊の配置等をシステムチックに検討できるシステム</p> <p>④GISの活用</p> <p>【地震被害予測システムの確立】</p> <p>⑤地震被害予測システムの確立 ・2つの目的：事前に被災箇所を想定し、耐震補強効果を予測 地震直後に被害箇所を想定</p> <p>⑥リアルタイム地震動モニタリングシステムの充実 ・波動が到達するまでの時間差を利用して二次災害の発生を防止できるような目的を持つシステム</p>
II ハード対策 ・耐震化の推進 ・ネットワークの信頼性向上	<p>地下施設の被害は小さい</p> <p>1 上水道：耐震化率：6.6% (H6) → 15.4% (H15)、 18% (H15)</p> <p>2 ガス：低圧導管の耐震化率 3% (H6) →</p> <p>3 電線共同溝：61km (H6) → 270km (H15) 【D】</p> <p>1 上水道：緊急貯留システムの導入促進（4市町 (H6) → 9市町 (H15)）、ブロック化（神戸市：11.9箇所 (H6) → 123箇所 (H15)）</p> <p>2 下水道：重要幹線管渠の複数系列化</p> <p>3 ガス：伊給ブロックの細分化 (55ブロック (H6) → 126ブロック (H15))</p> <p>4 電力・通信：ループ化・2ルート化 【D】</p> <p>1 ガス：マイコンメーターの普及（99.4% (H15)）、感電遮断装置（低圧導管）：0箇所 (H6) → 2,806箇所 (H15)</p> <p>2 電力：漏電ブレーカーの普及（62.2% (H15)）</p> <p>【D】</p>	<p>○整備優先順位の付け方 【C】</p> <p>○上水道では市町によって耐震化の進捗が大きく異なっている（0～33.2%） 【D】</p> <p>○下水道の計画では未着手の箇所が多く残る 【D】</p> <p>○システムのコントロールは100%を目指し整備すべき 【D】</p> <p>○住民の参画が必要</p> <p>○日常の危機管理するシステムが必要</p>	<p>【ハード整備方針の確立】</p> <p>＜施設の重要度に応じた耐震化の推進＞</p> <p>⑦広域的な被害を及ぼす施設や救命ライフライン（消防、病院、防災拠点、避難所等）への重点投資</p> <p>⑧重要度の高い施設の電力・通信のバックアップシステムの充実</p> <p>＜施設の地下化の推進＞</p> <p>⑨共同溝、電線共同溝、ライフラインボックスの整備</p> <p>⑩東南海・南海地震の津波等にも強い地下構造物の検討</p> <p>＜ブロック化の推進＞</p> <p>⑪上水道やガスのネットワークのプロック化の推進</p> <p>⑫ハード整備における危機管理意識の向上 ・耐震化率の低い市町（水道）への対応、下水道等の耐震化の推進</p> <p>⑬増やす老朽化施設に対し設備更新工法の技術革新</p> <p>⑭ライフライン・ヘルモモニタリングシステムの充実（日常の危機管理） ・日常的にトラブルを感知し、システム停止等の対策をとるシステムの構築</p>
III 既存施設の有効活用 ・消防水利の充実等	<p>1 上水道：飲料水兼用耐震性貯水槽の整備や復旧が早い配水管線に消火栓の設置</p> <p>2 下水道：処理水や処理場施設の防災利用（消防水、防災拠点、非常時のし尿対策（公共下水道利用型仮設トイレの整備）） 【D】</p>	<p>○全ての施設について多目的に利用することを幅広く検討すべき 【D】</p>	<p>⑮街づくり・環境対策へのライフラインの寄与とライフライン災害対策協議会の設置 ・兵庫県のリーダークラスのものとして、県下に関わるライフライン事業者で構成する「ライフライン災害対策協議会」を設置 ライフラインの役割を多様化することによる安全性の向上</p>

○検証テーマ11 社会基盤整備全般における取り組み

○検証担当委員 小林 深司

検証項目	取り組みの分析・評価の視点			今後への提案
	主な成果 (できたこと) のポイント	主な課題 (できなかったこと) のポイント	原因・理由	
I. 適切なリスクコントロールにおけるハード・ソフト施策の連携	<p>1 甚大な被害の中で、早期復旧により間接的被害(経済面等)の軽減 間接的被害: 迂回等による時間損失 経済損失 交通事故の増加 心理面のストレス 【A, B】</p>	<p>ア総被害額の把握が不十分 (真の総被害額は、公表の総被害額(9兆9,268億円)の3~4倍とも言われている) 【A, B】 イ事後的救済よりも事前的救済の方が経済的であることが明確になったものの、その後の事前的救済方策が未整理 【A~D】</p> <p>ア防災投資とその効果が金銭換算の中で見えにくい 【C, D】</p> <p>イ老朽化施設が急増する中で、防災対策も含め、より計画的なリスクコントロールが必要 【C, D】</p>	<p>○被害額の算出方法・定義が未確立 (特に間接的被害) ○事前的救済の効果をわかりやすく示すことが難しい</p> <p>○費用便益分析手法の技術が未確立 (便益が直接的効果だけでなく、心理的効果や経年的効果の算出が難しい)</p> <p>○施設の現状把握(経年的な管理のデータベースも含めて)が十分とはいえない ○施設の劣化予測の技術が未確立 ○災害時の被害予測の技術が未確立 ○防災投資に対する予算不足(計画的な投資不足)</p> <p>○防災対策・投資とその効果を県民にわかりやすくする仕組みづくりが不足 エその際、ハード対策の限界とソフト対策の連携が必要であること を広く周知が不足 【C, D】</p>	<p>①社会基盤の災害リスクの效果的軽減—アセットマネジメントの導入— ・ 既存インフラが老朽化する中で、災害リスクを踏まえ施設を有効活用するため効率的な維持・補修、更新手法(アセットマネジメント)の導入 ・ その際、財務、経済状況、災害発生、劣化進行、利用環境などのリスクを考慮すべき ・ 施設の日常管理や定期的な点検によって、現在及び将来の維持管理作業量を予測するための施設データの収集・蓄積できる仕組みづくり ・ 維持管理財源が不安定にならない会計システムの整備</p> <p>②行政と地域住民の間の健全なリスク・コミュニケーションの確立 ・ 地震、洪水、土砂崩れ、津波等の危機管理情報の整備・提供 ・ 取り組みの視点は「監視の強化と情報の提供」、「防災情報の蓄積」、「地震被害予測システムと緊急時指揮支援システムの構築」、「ハザードマップの作成による情報の共有」 ・ 防災投資に関して、アウトカム指標を活用し、アカウンタビリティを積極的に進めることも必要(災害保険の普及につながる)</p> <p>③防災便益評価の高度化 ・ 防災投資便益は、期待被害軽減額に災害保険のリスクプレミアムを乗じた値に一致するため、災害保険のリスクプレミアムに関する情報が蓄積されれば、市場評価に基づいた防災投資の経済評価が可能</p> <p>④リアルオプションアプローチによる防災投資評価の充実 ・ 防災投資による便益分析は、期待被害額による整備時点の分析だけではなく、3つのオプション(最適実施時刻・発展可能性・成長オプション)がもたらす経済価値を評価することが必要 ・ 政府が災害基金の蓄積を通じて異時点間にわたる財政移転を図ることにより、世代間のリスク配分を達成することが可能。しかし、災害基金の運営方法や設計は、今後の大きな研究課題。</p> <p>⑤災害会計の確立 ・ 93SNAの蓄積勘定と整合がとれる災害会計原則を確立(計画的防災投資) ・ 災害会計の整備により、災害基金や保険料の積み立て等による災害復旧費の準備状況を県民に公開。自然災害による被害を国民のストック量の増減として国民貸借対照表の中に明確に位置づけ。</p> <p>⑥総合的リスクマネジメントの構築 ・ 高度化した災害リスクへの対処にはリスクコントロール手法とリスクファイナンス手法を組み合わせ、効果的なリスク管理体制の構築が必要 ・ 甚大な自然災害の総被害額(間接的被害含む)の算出手法をルーIALIZEDし、平成16年度の台風23号や中越地震にも導入することが必要</p>
		<p>ア世帯ベースの地震保険の兵庫県における加入率(震災前3%、震災後10%(南関東地域20%)) →加入率の向上は自己防災行動の活性化にもつながる 【D】</p>		